

修郎先生の事件簿

小池雄一

～就労ビザ専門会社の現場から～

佐生修郎(さしゅう・しゅう)は就労ビザ専門会社で働くコンサルタント。その幅広い知識と長年の現場経験、それに深い洞察に基づき、さまざまなアドバイスを行い、数々の困りごとを解決してきた。座右の銘は「真面目に不真面目」。

鈴木 大変だ、大変だ、前回の新労働大臣規定の続きを聞こうとしたのに新イミグレ規定がでちゃったよ。

佐生修郎 「法務人権大臣規定2018年第16号」のことだね。これで「新大統領規定2018年第20号」を現場で実施するための「細則」が出そろったということになるね。

鈴木 何か良くなるのかなあ。

佐生 最も際立って良くなるのは、「緊急対応」の就労ビザだ。

鈴木 もしかして、機械の修理のために今すぐ飛行機に乗って! という事態でも対応できるようにするの?

佐生 まさにそうだ、対応できる。例えば、機械故障時に、日本人技術者に到着ビザ(VOA)で入国してすぐに工場の現場で機械修理作業を始めてもらう。入国後2日以内にオンラインで外国人雇

計画書(RPTKA)を申請すれば1営業日以内にRPTKAが許可されて入国から1カ月間は就労できるようにする。実際の現場運用では多少のチューニングがあるにしても規定ではそうになっている。

鈴木 バグース! 労働大臣規定とイミグレ規定と双方でそれが可能になっているのだね。

佐生 そう。でもただし書きがあるぞ。「緊急かつ差し迫った業務」の定義が明確になった。だから本当に緊急事態なのかは審議されるかもしれない。

鈴木 ちなみに緊急事態の定義ってどんな定義なの?

佐生 拙訳で恐縮だが、「緊急かつ差し迫った業務とは、とりわけ自然災害、主要機械の故障、暴動/テモ/騒乱に起因するすぐに対応が必要な計画外の業務であり、企業および/または一般社会での致命的な損失を避けるために至急対応が必要なもの」との記載だ。

鈴木 通常業務の一環でただの急ぎ案件に適用するのは難しいかなあ。

佐生 うん、でも、まずはやってみないと。

新イミグレ規定が出たぞ

鈴木 それはそうと、新法務人権大臣規定には他にどんなことが書かれているの?

佐生 インドネシア大使館でのビザ手続きの際に本人にインタビューステップが書いている。でも、東京のインドネシア大使館では未だ何も準備がなされていないし、お知らせも何も出ていない。

鈴木 あれれっ。

佐生 もう一つ。滞在許可(ITAS)と再入国許可証(MERP)は、空港で入国審査を通過した際にシールと

るのうれしいけど。

佐生 翻って、ITAS延長の際には相変わらず地域イミグレーション事務所へ出頭しなければならぬ。

鈴木 なにかちぐはぐな印象をうけるね。イミグレーション局内の業務の効率化につながるのかなあ。

佐生 注意が必要なのは、複数の会社の取締役やコミサリスを兼務する場合だ。IMFAを会社ごとに取得して複数持っていた人もいると思うけど、この新規規定によって、

「現在、労働省TKAオンラインと事業許可統合電子サービス(OSS)およびイミグレーションシステムとのデータ交換のアプリケーションシステムの開発中であり、RPTKA/IMTAの延長処理は、2018年10月31日までは現行運用が継続になりま」って内容だ。

鈴木 じゃあ、おそらく10月31日までは現行通りで、労働省の新システム稼働は、11月1日以降になると予測ができるね。

佐生 そうだね。

鈴木 他には?

佐生 最近のRPTKA申請時のPTKA申請時のインタビュ(EXPOSE)で労働省審議官からしばしばこう言われる。「次のRPTKA申請の際にはスキル移行先のインドネシア人随行員の「教育修了証」もしくは職業訓練所認定の「能力証明書」を提出して下さいよ」って。

鈴木 新労働大臣規定の第29条と第30条の研修実施の項に書かれていることだね。長期の駐在員から業務を引き継ぐとされるインドネシア人随行員には、教育/訓練を受けさせなければならないね。

佐生 加えて「TKA利用

報告書」の提出も励行せよとよく言われている。

鈴木 新規規定の第33条にある「フォーマット7」と呼ばれているものだね。実際にうちの会社の総務人事担当者に指示して作成しておかさない。

佐生 そう。今のうちから準備しておくに越したことはないね。

こいけ・ゆういち FPCインドネシア代表取締役。89年学習院大卒、日本アイ・ピー・エム入社。フジスタップへ転職後インドネシアでの事業開発を手掛ける。帰国後に独立。「夢ある街のたいやき屋さん」FC経営を経て、12年8月より現職。栃木県生まれ。52歳。

※本連載は、実際に起きた事例を参考に、インドネシアに滞在、就労する上で気を付ける点について説明するもので、登場人物や事象はフィクションです。実際の事案に対応する場合は、専門家に相談の上、各自のご判断でご検討ください。

「修郎先生の事件簿」は、原則、毎月第1水曜に掲載します。